

第3回あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会 議事録

日 時 平成26年12月17日(水)

午後2時から

場 所 あま市役所甚目寺庁舎

2階 第一会議室

- 1 あいさつ
- 2 協議事項
 - (1) あま市障がい福祉計画策定(素案)について
 - (2) 「あま市障がい福祉計画(素案)」パブリックコメントの実施について
- 3 その他

1 あいさつ

事務局： 定刻より早いのですが、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただ今からあま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を開催させていただきます。

今回の策定委員会はあま市審議会等、会議の公開等に関する要綱第3条に基づき公開で開催します。本日は、服部委員、岡田委員より欠席の連絡が入っておりますのでご報告いたします。

それでは開催にあたりまして、櫻井委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長： (委員長あいさつ)

事務局： ありがとうございます。

最初に資料の確認をお願いいたします。

(資料の確認)

それでは、委員長に議事の取り回しをよろしくお願いします。

2 協議事項

(1) あま市障がい福祉計画策定(素案)について

委員長： 早速、議題に入ります。協議事項(1)あま市障がい福祉計画(素案)についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 事務局による説明(あま市障がい福祉計画策定(素案)について)

委員長： ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありますか。

委員： グループホームについてですが、あま市でも意見が多いのですがどの程度まで進んでいますか。情報提供していただけますか。

事務局： 整備予定のことですか。グループホームとしてあま市にできたものは、七宝地区で今年の4月から5名、来年27年度に10名を入れるよう予定しています。

委員： 皆、グループホームに対して期待しています。いままでグループホームの話は全く出てこなかったのですが、非常に関心が高いので進捗情報を知りたいです。話が出ているだけですか。

事務局： 利用の見込みがあるということで今回は見込み量の設定になります。関心が高いということで、開設したらすぐ埋まってしまう。需要が高いということで項目を挙げさせていただいている状況です。課長が申し上げたのは、以前行った事業所アンケートの中で、今後27年度に事業の拡大する予定があるというところがありましたので、そのあたりを今回の計画に反映させて頂いた状況です。

委員： グループホームの建築の場所や規模はまだ決まっていないのですか。

事務局： まだアンケートをとったという状況です。

委員： すぐ作ってくれという意見も割とありましたが、その辺はまだじゃないかということにしましたが、作ってくださる、作りましょうと言ってくだされば、会に行った時そのように話ができますし、皆喜ぶと思います。

保護者が入院した時、市内に入ることができない為、よその町村の施設へ入れる事で対応している人もいますが、離れてしまう。地域で生活する、地域で介護、ということには反してしまいます。役所として力を入れてくださると嬉しいです。

事務局： 計画としては見込量を設定させていただきまして、それに見合った事業所のサービス提供促進、体制づくりをしていきたいです。

委員： 本当に必要な子たちになら、お金も出したいと考えています。グループホームがあれば皆すごく喜ぶと思います。

事務局： 市の施設として建てるわけではないです。あくまでもどこかの事業所さんが作られるのでご了承ください。

委員： はい、そうですね。

委員長： 甚目寺の坂牧に来年度予定されていると伺っていますが、障がい者も利用できるのでしょうか。

事務局： いえ、あれは特養です。高齢者の入所施設です。

委員長： 特養だけですか。デイサービスはどうですか。

事務局： 高齢者の事業所なので、障がい者の適用があるかどうかはわかりません。65歳以上の介護保険を適用される方が使える事業所です。障がい者の施設ではありません。

委員： 他の市で施設を作ったところがあるのですが、愛西市では5、6件作ってます。

入所の基準として、必要な子を優先していると聞きました。いいやり方だと思います。問題のある家の方から優先に入所していると聞いています。親御さんが健在だけど入れたいというところではなく、どうしても必要な子を先に入れたそうです。そういうことがあるので、よろしくをお願いします。

委員： そのことについて、何か意見がありますか。

事務局： その施設は民間のものだと思います。そういった話があった場合、入所の基準については業者との協議し、要望したいと思います。

委員： そこは市が作っていたと思う。

事務局： 市が作ることはないと思います。

委員： 市が作ったと聞きました。

事務局： 確認させてください。

委員： 愛西市の施設のグループホームに見学に行ったのですが、女性用と男性用で10人ずつ2棟、入所可能な施設で社会福祉協議会が建てたそうです。4月から始まったばかりで、今は食事とかできないですが、ゆくゆくは食事もそこで作れるようにしたいそうです。

そこではいろいろな作業所の指導員が交代で面倒をみてもらえるので、利用者にとっても

知っている人がいるという事で安心して過ごせるという話を聞きました。

事務局： 社会福祉協議会であれば、愛西市の委託先がやっています。あま市で社会福祉協議会が作れるかというとなかなか難しい状況ではあります。その辺は社会福祉協議会と協議しながらなるべくそういう方向に、皆さんが困らない状況になるようにしていきたいとは思っています。

委員： 資料 35 ページの障がい児支援サービスについてお尋ねしたいのですが、児童発達支援と放課後デイサービスと区分されています。あま市としては学童保育とは別に、子ども教室に別れて放課後の子どもたちのためにあま市が直営していますが、これの数字は障がいがある子は含まれてますでしょうか。

事務局： 含まれていません。これはあくまで障がい児だけですので、学校から帰ってから放課後デイを使うということで、あま市にある事業者や近隣の事業所に行かれる方です。ですので、学校が終わって児童館でやるのとは違います。

委員： あそこも現実に障がい児はいますよね。

委員： あそこに行ける方はいいのですが、やはり受け入れがなかなか難しい方はこういうところに行かないといけないのです。入れてもらえないという方がいます。

委員： あそこも障がい者手帳を持っている方もいらっしゃいますが、数字には入っていないのですか。

事務局： 含まれてないです。

委員： 施設から地域移行する方もいるとも思いますが、例えば 29 ページの福祉サービスの現状・課題で、訪問系サービスの利用実績がでていますが、この中で利用者についての質問です。平成 26 年度、利用実績は 69 名、1,093 時間で、1 日あたりに換算するとどれぐらいになりますか。

事務局： 1 か月で 15 時間です。

委員： 1 日 30 分ということになりますね。

事務局： これはあくまでも累計です。利用者の方で毎日使用される方、週に数回使用される方、差があります。何時間使いたいかは、制限していません。あくまで個別の利用状況の実績を累計したものです。

委員： 利用者としては家族の方はかなり満足しているのでしょうか。

事務局： ご本人さんの希望の通りのサービスを出していますので、給付制限はしておりません。要求される時間数は出ていると思います。

委員： よくわからないのが、「包括」です。包括されると、えっ、と思います。細かい部分は役所の方で計画されると思います。要するに各人が地域で快適に生活できているのかということが気になります。

事務局： ひまわり作業所の中に相談支援の事業所がありまして、3 人相談員がおります。そこでサービスの計画をきちんと作っていただいています。そこで相談していただければプランを作成してくれます。

委員： 相談支援が一番アンケートで多いですね。平成 26 年以降のデータも大きいです。

事務局： 来年度から計画を作らないと、サービスが受けられないという風に障がい者の方もなってくると思います。介護保険はもちろんケアマネさんが作って出していますが、今は順番に計画を立ててサービスを使うというかたちにはしていますが、相談支援員が少なくて間に合っていないのが現状です。できる限り系統を見直し、更新の時期にはプランを立ててサービスを使うようになっていきます。

委員： それから 22 ページの障害者差別解消法の周知、これをぜひ現実化させてください。28 年

度実施ですよね。54 ページの地域生活支援事業の見込量、この中で理解促進研修・啓発事業、これとひっかかりませんか。平成 27、28、29 年度は無しになっていますが。

事務局： おそらく国が示す必須事業だと思います。事業として実施できないものがあるので、無しとしてありますが、当然啓発はやっていきます。ただ、事業としてはできないということで、無しにしてあります。

委員： ここにある啓発と、差別解消法の啓発は関係ないという解釈ですか。

事務局： そうです。これの中で、差別解消法のことを理解・促進と言っているわけではありません。当然、差別解消法は PR していかないといけないことなのでやりますが、この必須項目の中の事業としてやろうとすると、また違うことをしないといけないので、今のあま市ではできないので無しということになります。

委員： 啓発という項目が無しと言われると、えっと思ってしまったので。

また別の質問ですが、57 ページで新たな事業として、計画の評価をしてくださいとの事ですが、私はあま市の障がい者総合支援協議会の関係者なので、やっていかないといけないのですが、今の体制でうまく実施できますか。どういう方向で現実させていきますか。

委員長： どうですか。

事務局： 総合支援協議会は大治町と一緒にやっていますが、大治の数値とこちらの数値を年度末くらいに提示して、計画量と実施量の差について確認していくということはやりたいと思います。どこまで評価ができるかは分かりませんが、いろいろなご意見いただきながら今後の目標につなげていきたいと思います。

委員： 単独で評価できる事業であるのかと思ったので。ありがとうございました。

委員長： そのほか何かありますか。

委員： 49 ページの就労支援についてですが、国の目標が、平成 24 年度の一般就労移行者数は 2 倍とありますが、0 にいくらかけても 0 ではないですか。具体的にはないということですか。

事務局： 施設に入ってみえる方は重度の障がい者の方なので、まず就労できる方は少ないと考えています。

委員： 数値的におかしいと思ったので。福祉施設利用というのは必ずしも在宅ではないわけですか、入所している場合もあるわけですよね。

事務局： 福祉施設に入所です。

委員： 予算的なことで、国は施設から在宅へという方向へいきますが、自治体もお金がない。もし就労が促進されれば良いことかと思いますが、判断が難しいですよね。施設に入っている方が働ける働けないという判断を誰が判断するのですか。

事務局： 障がい者の方は就労支援の A 型 B 型などいろいろあります。段階が重い方が B 型です。昔の作業所というものです。精神障がいの方が多のですが、最低賃金くらいの給料をもらえます。一般就労ができそうな方は就労移行というかたちです。段階を踏んで就労に結びつけていくかたちを事業所的にはとっています。一般就労まで行く方は少なく、一般就労まで行ったとしても続かなくて A 型に戻る人もいますし、なかなか一般就労までにはいきません。1 年に 1、2 名くらいです。そういうことで障がい者の方の一般就労は難しいです。

委員： 数値目標という立派なものが書いてありましたので、気になりました。

事務局： あくまでも目標です。

委員： 現在建設されている市民病院について、重度の方を受け入れることをお願いしたいです。重身の人を入りたいのですがきちんとした処置ができる人がいません。少くお金を出しても、ちゃんとした処置ができる先生がいいです。紹介されて他の病院に行きましたが、

頼りになる医者や看護師さんが少ないのが現状です。日赤の先生も2、3年で名大に行かれてしまう。

委員： 普通のドクターを集めるだけでも大変です。

先ほどおっしゃられたようにコロニーはだめですが、今は大府で受け入れているようです。以前コロニーでも子どもの対応をしていたけどやめてしまったようで、専門のスタッフも大府に移動しています。今はとりあえずコロニーには大人ばかりです。大府の方が専門でされているので相談されると良いと思います。

委員： そうですね。

委員： 計画の中身ですが、障がい者の相談支援の件数がすごく上がったという事でしたが、例えば54ページの相談支援事業所が2か所で平成26年度までに達成となって、今後に対応できるということで、見込みとして出していただいたということでしょうか。

事務局： そういうことです。

委員： 分かりました。

もう一点、アンケート結果が、障がい種別ごとの対応・サービスの充実を図らなくてはいけないということでとりまとめてありますが、基本計画や数値目標の辺りにはサービス種別というところは見えてこない。そのあたりのことが市民の方がどのように思われるのかと感じています。パブコメでなにか意見がでてくれば良いと思います。

それと、コンサルさんをお願いしたいのですが、8ページの棒グラフで身体障がい者の手帳交付数の推移などは縦軸の単位は3,500人も入れずに、2,500ちょっとくらいで、数が少なくても18歳未満の方もきちんと見えるようにしてほしいです。あと、凡例はやはり上にくるのでしょうか。横に立てて表示もできるのではないのでしょうか。見やすくしていただければ。

事務局： 参考にさせていただきます。

委員： 先ほどの、就労2人を目指すということで、あま市では公共の掃除はみんな民間委託です。民間であれば大きなことも小さなことも何でもできますので、いいとは思いますが、全部のフロアの掃除等は無理ですが、事業をいろいろ切り分けて雇用体制をもう少し考えてみてほしいです。グループホームなどの福祉施設から通うというのは、名古屋市といった他都市ではありますので。それには行政の手助けも必要かと思えます。29年度は2人をなんとかしてでも一般就労を目指したいです。ぜひとも関係者に掛け合ってください。

事務局： 数字はあくまでも入所している方の一般就労です。

委員： 入所している方も、通いで就労されてはどうですか。名古屋では入所先からの通いですよ。

事務局： そういう方がみえれば検討したいとは思いますが、ただ、入所してみえる方が就労できる状態でないことには就労できませんので、入所している方の状況を確認させていただきます。

委員： 名古屋市では病院の方に掃除に行ったりしている方もいらっしゃいます。民間で使ってもらうのは難しいので、行政関係のところからそういう職場ができれば、そこから広がりができるのではないのでしょうか。

事務局： 参考にさせていただきます。

委員長： いろんな考え方があると思います。当局は検討してください。

他にご意見・ご質問も無いようですので次に進めます。

(2)「あま市障がい福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について

委員長： 次の議題「あま市障がい福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について、事務局

より説明をお願いします。

事務局：事務局による説明（「あま市障がい福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について）

委員長：ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問ありますでしょうか。
特に無いようです。

3 その他

委員長：委員の皆様方何かございましたらどうぞ。

特に無いようなので、次回の予定を事務局からお願いします。

事務局：次回の策定委員会は平成27年2月25日水曜日の14時からでお願いしたいと思います。
場所も同じくここをお願いします。よろしくをお願いします。これが最終になると思います。

それではこれをもちましてあま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。